

発達障害児（者）の支援・啓発について

1 本市の発達障害児者数

	平成23年度	平成25年度	平成27年度
総人口	1,417,486	1,436,633	1,463,334
発達障害児者人口（推計 総人口×6.5%※）	92,136	93,382	95,116
増加率		1.35%	1.86%
【再掲】発達障害児（18歳未満×6.5%※）	14,591	14,744	14,900
【再掲】発達障害者（18歳以上×6.5%※）	77,545	78,638	80,216

※発達障害児者の算出は、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（平成24年1月5日文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」における「学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒」の推定値を基に推計。

2 本市の発達障害児者支援

（1）川崎市発達相談支援センター【平成20年1月設置】

◎設置形態

- 委託先：社会福祉法人 青い鳥
- 場所：川崎区砂子1-7-5 タカシケビル3階

◎内容

・相談支援事業

ソーシャルワーカー、臨床心理士、医師等による学齢期から成人期までの個別相談や診断、社会的スキル獲得のためのグループ活動支援、ペアレントトレーニング等の家族支援

【相談等件数】	平成25年度	平成26年度	平成27年度
発達相談支援（延数）	3,948	4,945	6,712
医学的診断	165	218	192
就労支援（延数）	59	49	70
合計	4,172	5,212	6,974

・発達障害者支援体制整備事業

幼稚園や保育園の職員を対象に「発達相談支援コーディネーター養成研修」を開催
区役所等の職員を対象に「相談支援者向け研修」を開催

・普及啓発事業

市民講座・親の会による家族講座・世界自閉症啓発デーイベントの開催

（2）発達障害地域活動支援センターゆりの木【平成25年10月設置】

◎設置形態

- 委託先：社会福祉法人 青い鳥
- 場所：麻生区上麻生1-7-11 クラウンビル

◎内容

・相談支援事業

発達相談支援センターとの連携による、個別相談や診断

・日中活動支援

日常生活のスキルアップと必要なコミュニケーションスキルの活動を提供・支援

【相談等件数】	平成25年度	平成26年度	平成27年度
発達相談支援（延数）	275	1,143	1,731
日中活動登録者	12	34	33

（3）その他の相談機関

- 南部地域療育センター（指定管理 運営：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 場所：川崎区中島）
- 中央療育センター（指定管理 運営：社会福祉法人同愛会 場所：中原区井田）
- 北部地域療育センター（指定管理 運営：社会福祉法人同愛会 場所：麻生区片平）
- 西部地域療育センター（民設民営 運営：社会福祉法人青い鳥 場所：宮前区平）
- 地域リハビリテーションセンター（市内3か所 ただし、南部については南部地域支援室として一部実施）

3 新たな取組について

（1）サポートカードの配布

内容：日常生活のさまざまな場面（医療機関、理美容など）で上手くコミュニケーションが取れなかつたり、困ったときに、ご本人の特徴を記載し、周囲の方にわかりやすく説明できるカードです。

カードの提示により、お互いの円滑な対応や関係を築くなど、日常生活の支援に役立てます。

仕様：運転免許証と同様の携帯ができるサイズ。裏面には、知っておいてほしいことの記入が可能。

対象：発達障害のある方（子ども、大人）、発達が気がかりなお子さんを持つ保護者

配布部数：6千部

協力機関：川崎市医師会、歯科医師会、理容協議会、理美容連絡協議会

（2）パンフレットの配布【大人のための発達障がい 理解と対応のヒント】

内容：発達障害は、周りの方だけでなく本人も見えにくいため、大人になるまで気づかずして生活をしてきた方がいます。発達障害を持つ大人の方への理解と対応を促すように、日常生活のさまざまな場面での例を示し、その背景と対策についてお伝えします。

仕様：A5サイズ。情報をわかりやすく伝えられるよう、全編に渡りイラストを使用

対象：発達障害のある方（大人）、発達が気がかりなお子さんを持つ保護者、支援者、一般の方

配布部数：6千部

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

- 障害者をめぐる国内外の動向…障害者権利条約の署名(平成 19 年)・批准(平成 26 年)
障害者基本法の改正(平成 23 年)等
- 発達障害者支援法の施行の状況…平成 17 年の施行後、約 10 年が経過



発達障害者の支援の一層の充実を図るため、
法律の全般にわたって改正

第 1 総則

(1) 目的(第1条)

切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定

(2) 発達障害者の定義(第2条)

発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの

※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

(3) 基本理念(第2条の2)

発達障害者の支援は

- ①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
- ②社会的障壁の除去に資する
- ③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う

(4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)

相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備

(5) 国民の責務(第4条)

個々の発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

第 2 発達障害者の支援のための施策

(1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)

発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言

(2) 教育(第8条)

発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進

(3) 情報の共有の促進(第9条の2)

個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる

(4) 就労の支援(第10条)

主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める

(5) 地域での生活支援(第11条)

性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援

(6) 権利利益の擁護(第12条)

差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること

(7) 司法手続における配慮(第12条の2)

司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮

(8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)

家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第 3 発達障害者支援センター等

(1) センター等による支援に関する配慮(第14条)

センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮

(2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)

支援体制の課題共有・連携強化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

第 4 補則

(1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)

学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動

(2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)

専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るために、個々の発達障害の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施

(3) 調査研究(第24条)

性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

第 5 その他

(1) 施行期日(附則第1項)

公布日から3ヶ月内の政令で定める日

(2) 検討(附則第2項)

国際的動向等を勘案し、知的発達の疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

障害者就労支援事業の取組状況について

1 障害者雇用・就労施策の現状と課題

(1) 法律・制度・計画

- H18.4 障害者自立支援法の施行、就労支援移行事業等の創設
- H25.4 障害者法定雇用率の引上げ(15年ぶり。民間企業1.8→2.0%へ)
- H26.3 川崎市障害者雇用・就労促進行動計画を策定
- H28.4 障害者差別解消法・改正障害者雇用促進法施行(雇用する障害者への事業主の合理的配慮提供の義務化)
- H30.4 精神障害者の雇用義務化と法定雇用率の引上げ(見込み)

(2) 障害者サービスの体系

※助成金は最大3年間				
	就労移行支援事業所	就労継続支援A型	就労継続支援B型	雇い入れ
国・自治体負担	基本報酬 175,122円	基本報酬 127,466円	基本報酬 127,466円	助成金 25,000~66,666円
事業所負担	工賃 0円~出来高	給料 74,257円	工賃 14,421円	-
利用者負担	市独自に利用者 負担免除	市独自に利用者 負担免除	市独自に利用者 負担免除	-
個所数	27	13	46	-
定員	421	220	874	-

<参考>

・障害基礎年金(年額)

1級	975,000円
2級	780,000円

※左記表は平成26年度実績
ただし個所数、定員は平成
27年度実績

(3) 市内障害福祉施設(就労継続支援B型) 平均工賃推移(月額)

(単位:円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
平均工賃(月額)	9,444	10,534	11,419	12,519	11,908	14,092	14,421

※月額工賃45,000円を超える事業所もある。

(4) 障害者の雇用・就労状況

① 市内就労援助センターの定着支援対象者数

(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
定着支援対象者数	323	381	445	543	764	836

② 市内就労援助センターの障害種別ごと定着支援対象者数

(単位:人)

H22	人数	割合	H27	人数	割合
知的障害	288	89.2%	知的障害	518	62.0%
身体障害	9	2.8%	身体障害	47	5.6%
精神障害	24	7.4%	精神障害	263	31.5%
その他	2	0.6%	その他	8	1.0%
合計	323	100.0%	合計	836	100.0%

就職者に占める精神障害者の人数が、5年間で10倍に増加

(5) 課題

① 障害福祉施設通所者の所得水準

- ・障害福祉施設(就労支援継続B型)の平均工賃(月額)は、平成20年度から1.5倍程度の伸びを示しているが、金額としては引き続き低い水準であり、障害年金と合わせても経済的に自立した生活が困難である。

② 職場定着

- ・就労定着困難層(特に精神障害者)の職場進出が顕著となっており、定着支援の充実が必要である。

③ 障害者雇用率が未達成

- ・現行法では、民間事業者の障害者雇用率は2.0%と定められているが、市内企業の実績は1.88%(全国1.88%、神奈川県1.82%)となっており、未達成の企業、業種がある。

④ 平成30年度の精神障害者の雇用義務化

- ・障害者の法定雇用率の対象として、精神障害者が正式に追加されることが見込まれる。

2 これまでの取組と今後の展開

(1) 工賃向上に向けた取組

① しごとセンター(共同受注窓口)

- ・企業等からの仕事(発注)を、障害福祉施設が受注しやすくなるための仕事の契約代行、管理等を行う。
- ・1施設では受注できない仕事も、しごとセンターをとおして複数施設に分配することにより、受注可能とする。

(単位:千円)

	H24	H25	H26	H27
取扱高(年間)	10,517	14,313	20,915	22,894

② 販売会の実施(平成28年度新規)

- ・障害関係団体(障害福祉施設事業協会、障害者地域作業所連絡協議会等)共催による福祉製品販売会の積極的な実施により、事業所の取組意欲の向上を図る。

③ 障害者優先調達推進方針に基づく調達実績

- ・平成27年度 67件 18,667千円

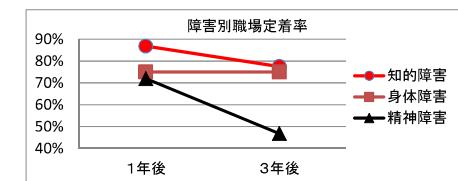
④ 障害者アートを活用した名刺制作(平成28年度新規)

- ・就労継続支援B型事業所における障害者アーティストの作品を活用した名刺をモデル的に作成・販売する。

(2) 職場定着

① K-STEP(JII川崎就労定着プログラム)

- ・セルフケアシートの活用による精神障害者のコンディションの「見える化」を図る。
- ・障害者本人と上司とのコミュニケーションの創出による相互理解の促進を図る。



② パターンランゲージ(合理的配慮の提供)

- ・「障害者の活動を生み出す働き方をつくる」ためのヒントを、30の「ことば」で表現する。
- ・障害者が配慮を要するシチュエーションを、職場の上司・同僚の視点、障害者本人の視点で提案する。



(3) 就労の場の提供・拡大

① 就労体験

- ・オリンピック・パラリンピックの機会をとらえた清掃、ごみ回収等の就労体験(等々力陸上競技場、ハロウィーン等)を継続的に行う。

② 3daysチャレンジかわさき

- (平成28年度からはインバーンチャレンジかわさきとして継続)
- ・20社以上の多種多様な業種で、様々な業務を切り出し、通所サービス事業所に通う障害者による3日間の企業内実習を行う。

③ チャレンジ雇用

- ・これまで21人を雇用(うち在職中6人)し、11人を就職につなげた。

④ 短時間雇用創出プロジェクト(平成28年度新規)

- ・障害雇用率に換算されない週20時間未満の新たな「働き方」「雇い方」を提案する。

⑤ 医療分野への働きかけの強化(平成28年度新規)

- ・病院協会を通じて、障害者の積極雇用の働きかけを行う。